



114 相続定期預金の取扱いを開始します

～ご家族への大切な想いは百十四銀行がお預かりします～

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2021年4月1日（木）より「114相続定期預金」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

「114相続定期預金」は、相続によりお受け取りになられたご資金を原資とする定期預金に対して特別金利を適用するものです。

当行はこれからもお客さまのニーズに幅広くお応えできる商品の提供につとめてまいります。

記

1. 商品概要

ご利用いただける方	相続によりご資産を受け継がれた個人のお客さま ※定期預金の作成は、相続財産のお受取日より1年以内となります ※当行以外の金融機関にて相続手続きを行い、相続されたご資金も対象となります ※相続により取得された不動産や株式等の換金代金や生命保険金も対象となります
適用金利	店頭表示金利より 3ヵ月定期+1.0% 6ヵ月定期+0.5% ※適用金利は初回満期日までの適用となります ※満期金を原資として相続定期預金を作成することはできません
預入金額	100万円以上、1億円以内(1円単位) ※相続により取得されたご資金の範囲内となります
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭のみでの取扱いとなります ・他のキャンペーン等の金利上乘せとの合算はいたしません ・今後の金融情勢により、予告なしに商品内容、適用金利等の変更、取扱いを中止、または延長することがあります

2. 取扱い期間

2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）

以上

ご家族への
「大切な思い」は
百十四銀行が
お預かりします。

114相続定期預金

お取扱期間

2021年4月1日(木)～2022年3月31日(木)

特別金利

店頭表示金利より

3カ月定期 + 年1.0% (税引前)

6カ月定期 + 年0.5% (税引前)

いずれも自動継続扱いに限ります。

※上記金利は税引前のもので、お利息には「復興特別所得税」
0.315%を含む20.315%の税金がかかります。

対象のお客さま

◆相続によりご資産を受け継がれた個人のお客さま
(相続財産受取日より1年以内)

※当行以外の金融機関で相続手続きを行い取得された
ご資金も対象となります。

限度額

◆100万円以上1億円以内(1円単位)

※「相続により取得されたご資金」の範囲内

詳しくは裏面をご覧ください。

【当行が契約している指定紛争解決機関】一般社団法人 全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室 TEL:0570-017109 または 03-5252-3772

 いい出会い ふくらむ未来
百十四銀行

●商号/株式会社百十四銀行
●登録番号/四国財務局長(登金)第5号

●登録金融機関
●加入協会/日本証券業協会 (一社)金融先物取引業協会

2021年3月現在

114相続定期預金

◆商品概要

対象者	相続によりご資産を受け継がれた個人のお客さま(相続財産受取り日より1年以内) ※当行以外の金融機関で相続手続きを行い取得されたご資金も対象となります。
お取扱期間	2021年4月1日(木)～2022年3月31日(木)
限度額	100万円以上1億円以内(1円単位) ※「相続により取得されたご資金」の範囲内
期間	3カ月または6カ月(自動継続扱い) ※満期金を原資として相続定期預金を作成することはできません。
金利	3カ月定期 店頭表示金利+1.0%(税引前) 6カ月定期 店頭表示金利+0.5%(税引前)
必要書類	<ul style="list-style-type: none">●当行で相続手続きをされたご資金をお預入れする場合<ul style="list-style-type: none">① 届出印② 本人確認資料●他行で相続手続きをされたご資金をお預入れする場合<ul style="list-style-type: none">① 届出印② 本人確認資料③ 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し等④ お預け入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 (例)戸籍謄本写し・遺言書の写し等⑤ お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (例)金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し・遺言書の写し・金融機関発行の領収書等の写し・遺産分割協議書の写し等 ※お預け入れ原資が相続により取得した不動産や株式等の換金代金、生命保険金である場合、別途確認書類が必要です。
ご留意点	<ul style="list-style-type: none">●店頭での取り扱いとなります。●相続により取得した不動産や株式等の換金代金や生命保険金も対象となります。●他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません。●今後の金融情勢により、予告なしに商品内容、適用金利等の変更あるいは取扱いを中止、または延長する場合があります。

ご注意くださいポイント

定期預金について

- 「定期預金」の特別金利は、初回満期日までの適用となります。満期日以後に預金を継続された場合は、継続日当日の店頭表示金利が適用されます。
- 定期預金は預金保険の対象です。
(預金者1人あたり「他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息」が保護されます。〈全額保護の対象ではありません〉)
- 中途解約された場合、当行所定の中途解約利率を適用します。
(特別金利は適用されません)
- 金利は税引前であり、2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- マル優をご利用いただけます。

※商品や金利等の詳細につきましては、当行営業店窓口または
114サリュダイヤル フリーダイヤル0120-114001までお気軽におたずねください。

114 BANK
<https://www.114bank.co.jp/>

2021年3月現在